

三労雇均発 0626 第1号
令和7年6月26日



各団体の長 殿

三重労働局雇用環境・均等室長
(公 印 省 略)

夏季における年次有給休暇取得促進の御協力について（御依頼）

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得率につきましては、「令和6年就労条件総合調査」の結果（令和6年12月25日公表）によると、令和5年に65.3%と、前年より3.2ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは乖離があります。

このため、厚生労働省では、春季に引き続き、この夏季における年次有給休暇の取得促進の機運を醸成するための取組を行うこととしました。

具体的には、計画的な業務運営や休暇の分散化に資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の活用を含め、年次有給休暇を積極的に取得いただくことにより働き方・休み方の見直しを促すポスター及びリーフレットを作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌やホームページへの掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、ポスター及びリーフレットについては、以下のサイトに掲載しておりますので、御活用ください。

○年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。（分単位など時間未満の単位での取得は認められません。）

（担当）三重労働局雇用環境・均等室
TEL:059-226-2110 田丸

(文例)

The poster features a dolphin breaching the surface of the ocean. A speech bubble from the dolphin contains the text: '楽しい夏休みを! 年休とつて' (Enjoy your summer vacation! Use your annual leave). The main title '年次有給休暇' is at the top, with '年次有給休暇' written vertically on the left and '年休とつて' on the right. Below the title, there is a subtitle: '年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう' (Let's make good use of annual leave and review working methods and vacation methods). At the bottom, there are two bullet points: '●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。' and '●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。'. The logo of the Ministry of Health, Labour and Welfare is at the bottom left, and the text '厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署' is at the bottom right.

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただけます。お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。